

議案第3号 「室戸市の市庁舎整備に関する住民投票条例の制定について」に
対する修正動議

上記の修正案を別紙のとおり地方自治法第115条の3及び室戸市議会会議
規則第17条の規定により提出します。

令和 4年11月28日

発議者 室戸市議会議員

// //

// //

堺 喜久美

脇本 健樹

河本 竜二

室戸市議会議長 亀井 賢夫 様

議案第3号 室戸市の市庁舎整備に関する住民投票条例修正案

室戸市の市庁舎整備に関する住民投票条例について、次の表の「修正前」の欄に掲げる規定を同表の「修正後」の欄に掲げる内容に下線で示すように修正する。

修正後	修正前
<p>(住民投票)</p> <p>第2条(1) 庁舎の移転、建替えを行い、<u>現市役所の機能を津波浸水区域外に移す。</u></p>	<p>(住民投票)</p> <p>第2条(1) 庁舎の移転、建替えを行う。 _____</p>
<p>(住民投票の期日)</p> <p>第4条 住民投票の期日(以下「投票日」という。)は、この条例の施行の日から起算して<u>90日</u>を経過する日までの間において市長が定めるものとする。</p>	<p>(住民投票の期日)</p> <p>第4条 住民投票の期日(以下「投票日」という。)は、この条例の施行の日から起算して<u>30日</u>を経過する日までの間において市長が定めるものとする。</p>
<p>(投票結果の尊重)</p> <p>第24条 <u>住民投票において、投票資格者総数の2分の1以上に達した場合は、</u> 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p>	<p>(投票結果の尊重)</p> <p>第24条 _____ _____</p> <p>市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p>